

平成 23 年度事業計画書

今日、環境産業分野での雇用創造が新成長戦略の一つとなるなか、企業における製品・サービスの環境への調和やその高度化への対応といった環境経営推進の取り組みが、その競争力の新たな源泉として益々重要性を増している。

当協会では、行政、学会、産業界、関係諸団体のご指導ご協力を得つつ、公害防止管理者等国家試験の実施、環境経営に必要な人材の育成、環境技術の調査研究、環境経営支援手法の開発普及、化学物質管理の支援、海外技術協力事業等を進めてきたところであり、平成 23 年度においても、これらのニーズに対応した事業を継続して実施する。

以下に、具体的な事業計画を示す。

第一 環境経営情報普及事業・出版事業

持続可能な社会の構築に向けて積極的に行動する企業が存在価値を高めるという考え方が広く浸透してきており、環境経営、環境コンプライアンスに係わる人材の育成は企業にとって益々重要な課題となっている。環境経営情報普及事業・出版事業はそのような人材育成のニーズに応え、次に掲げる事業を展開する。

1. 環境管理支援及び情報提供事業

(1) 環境リスク診断、教育研修事業

環境経営・環境保全全般及び土壌汚染リスク、廃棄物管理リスク等について、ニーズに応じた診断サービス、社内教育、研修会、出張講演などを行う。

(2) 環境マネジメントシステム普及事業

企業等における ISO14001 (EMS) の導入・維持・継続的改善・運用管理について、主として中小企業を対象に ISO14001 に基づく EMS 導入の普及と構築、運用管理、内部監査員養成、環境監査等の支援を行う。

(3) 廃棄物・リサイクルガバナンス登録・支援事業 (WRG 登録・支援事業)

経済産業省「廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」の普及啓蒙を目的として引き続き WRG 支援サービスを行う。

2. 公害防止人材育成事業

(1) 公害防止管理者等国家試験受験支援

公害防止管理者等国家試験受験のための講習会の開催及び通信教育を継続する。

受験講習会については、平日受講が難しい受講者の要望を受け、従来の大気・水質 3 日間コースと同内容の「休日コース」を継続する。

通信教育においては、さらなる教材内容の充実を図る。

(2) 公害防止管理者等のリフレッシュ研修

公害防止管理者等は、法定責務・役割を認識し、最新の環境規制、環境保全対策等の動向の把握と共に、管理（知識と技能）レベルの向上が不可欠となっており、リフレッシュ研修事業を全国展開する。

(3) 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 研修の支援

マレーシア国の環境保全リーダーを育成するための公害防止に関する研修を実施する。

3. 機関誌「環境管理」の発行

企業の環境経営、環境保全に寄与するため、会員及び購読者の要望に沿ったテーマの選定等、誌面の一層の充実を図る。

4. 図書等の発行及び頒布

(1) 公害防止管理者等資格認定講習・国家試験受験のための必携書「新・公害防止の技術と法規」と「新エッセンシャル問題集」、「正解とヒント」などに一層注力して編集と普及に努める。

(2) 時宜のニーズに即した書籍・専門書を発行し頒布する。

(3) 協会ホームページに発行図書関連の最新情報を掲載する。

第二 化学物質管理情報普及事業

新時代の化学物質管理に係る国際合意に基づく国内外の製品含有化学物質規制強化が製造業界に与える影響と課題が顕在化し、その範囲は国内はもちろん、グローバルに展開する国内外のサプライチェーン全体に及んでいる。企業にとって製品含有化学物質の情報管理と伝達は競争力の維持、確保に不可欠の条件になりつつある。このため、産業界及び会員のニーズに対応し、引き続き次の事業を進める。

1. アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）の運営協力

製造業のサプライチェーンに新たに要求されている製品含有化学物質の適切な管理、情報の開示、伝達等に関し、産業界共通で使用できる基本的な仕組みが構築され、普及しつつあるが、認知度を含め仕組みの普及、標準化等をさらに強力に推進するなど、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）の運営協力を引き続き実施していく。加えて、平成 22 年より進めている「JAMP 管理対象物質リスト」の定期改訂・維持・販売等を確実に実施する。また、製品含有化学物質管理の推進に必要な国内外における人材育成制度の構築に向け、関係センターと協力し推進していく。

2. 化学物質管理情報事業

欧州をはじめとする新たな化学物質規制に対応する企業・業界、特に中小企業を支援する。これまでのセミナー、専門家派遣及びコンサルティング等の情報、教育機会、相談機会の提供その他の活動について、さらにその内容、機会の充実を図り、JAMP とも協力しつつ、企業内実務者並びに指導者の育成に貢献するとともに、国内外で指導者・実務者育成制度構築に向けた検討と活動を行う。また、製造業のサプライチェーンを対象として継続的に調査を行い、国内外の実態を把握し、課題解決のための検討、提案を行う。さらに、

引き続き JAMP「製品含有化学物質管理ガイドライン」をベースとした JIS 原案作成に必要な協力、作業を行いつつ、国際標準化に向けた活動を継続する。

3. JAMP 情報提供事業

JAMP からの要請を受け、かつ、社会的必要性・公益性に鑑み、製品含有化学物質の情報をサプライチェーン内で効率的に流通させる仕組みとして IT 技術を活用した JAMP-GP(グローバル・ポータル)を中核とする JAMP 情報流通基盤(JAMP-IT)のサービス事業を平成 21 年 6 月より開始した。

本年度も継続し、JAMP との協業により JAMP-IT の一層の普及・利用促進を図る。

具体的には、MSDSplus と MSDS の同時授受を可能にする等の機能改善を図り、利便性を高める。また、利用者へのサービスとして、JAMP-IT の効率的・効果的な利用形態や方法を共有するユーザ連絡会の開催及びメルマガやホームページの充実により、利用者の満足度向上を図る。さらに中小企業や商社も JAMP-IT に参加できるよう、利用者の負荷低減により参加障壁を下げ、だれでも流通情報を容易に作成できるツールの在り方等の検討を進める。これらの施策により、JAMP-IT の利用者を増やし情報流通量が増えることで、近い将来、JAMP-IT を製品含有化学物質に対する情報流通のための社会基盤システムにすべく進める。

4. REACH 登録支援事業

平成 20 年 4 月 1 日付で REACH 登録支援室を REACH 登録支援センターに改組し、REACH 予備登録やその後の本登録に向けての支援業務を推進してきた。

平成 23 年度は、平成 22 年度登録を行った、年間 1,000 トン以上の段階的導入物質（既存物質）を中心とした第 1 次本登録物質のほか、受託した予備登録済み物質等について、輸入量等の更新や安全性データシートの作成・更新等の支援とともに、引き続き、予備登録物質の登録を実施する。また、平成 23 年 6 月より適用される成型品中の高懸念物質（SVHC）の届出について、EU 域内の「唯一の代理人」である The REACH Center Limited（TRC）社ほか、国内分析機関との連携を強化しつつ、これを実施する。また、REACH 規則の最新情報の提供や実務を進める上で生じる疑問点や問題点を解決するための相談会

の開催など、一般向け啓蒙活動も同時に進めていく。さらに、欧州以外の国々の化学物質管理の動向にも目を配る。

第三 製品環境情報普及事業

企業における事業環境のグローバル化、地球環境問題への対応が進展する中で、ライフサイクル思考に基づく製品、組織等に対する環境負荷情報の開示要求は、消費市場、取引市場双方で益々高まることが予想される。そうした中で、環境負荷情報の定量化手法である LCA 手法は、その有効な手段として国内外で注目されており、当会は、その活用・普及のためのプラットフォーム機能の役割を担っていくことが期待されている。そのため、国内外を視野にデータベースの収集・整備をはじめ、LCA 導入のためのコンサルティング事業や研修・セミナー等の普及活動、さらには、カーボンフットプリントやエコリーフ事業など製品環境情報の「見える化」事業など以下の事業を推進する。

1. LCA 開発事業

(1) LCA 開発事業

製品環境情報の“見える化”（カーボンフットプリント等）や、サプライチェーンを含めた GHG（温室効果ガス）排出量の把握など、LCA に対するニーズが高まる中で、環境負荷情報を導き出すために必要なデータの精度、信頼性の向上及び収集容易性を高めるために、新規開発の IDEA データベース搭載の LCA 計算ソフト「MiLCA」を平成 22 年秋より販売している。MiLCA の高機能化を図っていくことにより、大企業、中小企業、工業会、大学、自治体、海外企業等のニーズへ対応していく。

(2) カーボンフットプリント関連データ収集整備事業

カーボンフットプリント（CFP）制度構築事業における CFP 算定支援のため、必要となる関連データを収集整備し、共通原単位データベースとして公開するとともに、保守・照会対応を行う。平成 22 年度には約 1,000 件の共通原単位を整備し、今年度もさらなる拡充を図っていく。さらには、日本の多くの企業がサプライチェーンを形成しているアジア諸国において、関連データの作成・収集を行う。また、LCA/CFP データベースに関する

る海外動向調査や国際会議の開催を行う。

2. LCA 普及事業

(1) LCA 普及事業

LCA に対するニーズはこれまでの大企業特に製造業中心から中小企業、自治体に広がってきており、既存の LCA 導入支援研修・セミナー、コンサルタント事業を見直し、これらに対応可能なプログラムに刷新する。具体的には、研修・セミナーについては、カリキュラムの充実を図り、LCA、ラベル、LIME（日本版被害算定型環境影響評価手法）、環境効率など幅広く習得できるプログラムとする。コンサルタント事業については既存のプログラムに加え、CFP、エコリーフ取得のコンサルティングメニューを新たに設定する。さらに中小企業などが気軽に相談できる LCA 相談会を設け、裾野の拡大をはかる。また、平成 22 年度開始した LCA エキスパート検定試験は新たに上級試験を設け、より高度な人材育成事業として、道筋をつける。

(2) LCA 日本フォーラム、CFP 日本フォーラムの運営協力

平成 22 年、日本環境効率フォーラムを統合し、LCA データベースの公開、LCA 関連情報の発信等を実施している LCA 日本フォーラムは、再編した組織で活動を進め、旧日本環境効率フォーラムで行っていた環境効率の普及に関する調査研究、情報交換の場の提供等を含めつつ、効率化を進め、引き続き運営に協力する。

CFP フォーラムについては、平成 22 年度に引き続き、CFP の普及活動など運営に協力する。

3. カーボンフットプリント推進事業

経済産業省からの受託事業として、平成 21 年度から着手している商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通じて排出される温室効果ガスの排出量を CO₂ に換算して、当該商品及びサービスに簡易な方法で分かり易く表示するいわゆる「カーボンフットプリント (CFP)」について、平成 23 年度は試行事業の最終年度であり試行事業のとりまとめを行う位置づけとなる。(平成 20、21 年度を通じて、

平成 23 年 1 月末現在、カーボンフットプリント算出の基準となる PCR（商品種別算定基準）について、46 件の PCR 及び 153 件の CFP が認定された。）事業の民営化を具体的に検討しつつ制度を社会的に浸透させることを目指して事業遂行に協力する。

4. 見える化推進事業

タイプⅢ環境ラベル「エコリーフ」は、事業開始後 9 年を経て、ラベルの累積登録数も約 999 件に達し、対象製品の種類（PCR）も 73 件、参加企業数も 67 社まで広がり、確実な伸びを示している。

平成 23 年度は、エコリーフ事業の方針として情報開示の多用性を拡大することで企業ニーズに柔軟に対応し、また、コンサルティングサービスの充実を図ることにより導入の障壁を下げることとする。さらに、エコリーフ事業と経済産業省が進めるカーボンフットプリント制度構築事業の両方の発展を通じて製品環境情報の見える化を強く推進してゆけるスキームの構築を行い、平成 24 年度の具体的な活動につなげることとする。

5. 国際情報事業

（1）環境経営関連国際標準化対応事業

国際標準化機構第 207 専門委員会（ISO/TC207）「環境マネジメント」対応事業として、ISO/TC207/第 3 分科会（SC3）、第 4 分科会（SC4）、第 5 分科会（SC5）、第 7 分科会（SC7）及び作業グループ（WG8）における環境ラベル、環境パフォーマンス評価、LCA、環境効率、温室効果ガスマネジメント、カーボンフットプリント、マテリアルフローコスト会計、組織のカーボンフットプリント、ウォーターフットプリント等の国際標準化に際して、国内の意見を集約し、その反映に努める。

（2）LCA に関連した海外事業の企画立案

経済活動のグローバル化に伴い、タイ、マレーシアをはじめとしたアジア地域での LCA 関連事業（LCA 導入、エコリーフ事業等）の普及拡大策や海外の LCA データベースホルダーとのネットワーク化、国際協調など海外事業の調査企画を引き続き実施する。

第四 環境技術調査研究等事業

多様化、高度化する環境問題の解決のため、国内外から技術面の支援が要請されている。このことは、我が国と関係が深く、発展著しい東南アジア諸国において顕著である。また、国際標準を制することが企業の発展にとって不可欠の条件となりつつある。

このため、協会の基幹事業を技術的な面から強力に支援し、さらなる発展に貢献するため、我が国のみならず世界の市場的、技術的、社会的、制度的な動向を精力的かつ正確に把握しつつ、次の事業を展開する。

- ① 今後の法規制の動向とそれに適合した汚染対策技術開発に関する調査研究
- ② 公害防止管理者制度の海外移転を起点にした東南アジア地域の環境管理の高度化支援
- ③ 対象規制物質の多様化、分析技術の高精度化に伴う環境分析法の国内及び国際標準化促進

1. 環境技術調査研究事業

(1) 環境負荷物質対策調査（VOC 自主的取組普及・促進調査）

揮発性有機化合物（VOC）排出量削減に対する自主的取組の普及の一つとして平成 19 年度に当協会内に「自主的取組支援ボード」を設置して、業界団体に所属していない企業等への相談業務や排出量報告のとりまとめを行ってきた。一方、平成 22 年度までに VOC 排出量 3 割削減という国の目標は達成できそうな見通しであるが、VOC 対策の目的である光化学スモッグの改善が認められない。このため、既存及び最新の処理技術を調査し、費用対効果が高く中小企業への適用が可能な技術を抽出し、中小企業の自主的取組の普及支援を行う。

(2) 水銀の対策技術と国内外規制動向調査

水銀の越境汚染を防止するため「水銀条約」制定（平成 25 年）の動きがある。条約案骨子では、水銀の大気排出防止のために最良技術の適用を義務づけることとしており、石炭火力発電所等の大気排出源を対象に、最新の抑制技術や国内外規制動向について調査を行う。

2. 国際交流活動事業

(1) 中国企業環境監督員制度の構築 — 独立行政法人国際協力機構（JICA）支援事業

平成 20 年 3 月に、日本の公害防止管理者制度を参考に、「中国企業環境監督員制度」の骨格が構築された。平成 20 年度からは、「循環型経済推進プロジェクト」の一環としての「企業環境監督員制度施行準備」専門家派遣による支援を行っている。平成 23 年度は、中国側からの調査団の受入等の支援を実施する。

(2) ベトナムの環境管理者制度構築支援

平成 22 年度にハノイ地区の工場を対象とした公害防止管理者制度構築のグランドデザインを作成した。平成 23 年度はこれに基づき、制度の基本設計作成の支援を行うとともに、公害防止管理者資格認定に必要な教材作成の支援等を行う。

(3) 独立行政法人国際協力機構（JICA）集団研修の実施

独立行政法人産業技術総合研究所（AIST）において、発展途上国の研究リーダーとしての知識レベルの高い人材育成を図るための研修を次のとおり実施する。

① 環境調和技術コース

各国の研究者・技術者が日本の環境調和に関する最新技術を学ぶ。

② バイオマス有効利用技術コース

各国の研究者・技術者が日本のバイオマス資源の有効利用に関する最新技術を学ぶ。

(4) 化学兵器禁止機関（OPCW）アソシエートプログラム

OPCW アソシエートプログラム（査察官養成）に基づき、発展途上国の化学技術者を対象に日本の化学工場において研修を実施する。

(5) 専門家の派遣

中国企業環境監督員制度フォローアップとして、専門家派遣を行う。

(6) インドネシア西ジャワ州における大気環境管理構築支援

インドネシア西ジャワ州において、行政が実施する大気環境管理構築に必要な排ガス基本データ管理手法について、システム構築の技術支援協力を行う。

(7) 日本大気公害防止関係団体連合会 (JUAPPA) の運営協力

JUAPPA の運営に協力するとともに、国際大気汚染防止関係団体連合会 (IUAPPA) 運営に参画する。

3. 標準化調査研究事業

(1) ISO/TC146「大気測定」及びTC147「水質測定」対応事業

国際標準化機構第 146 専門委員会 (ISO/TC146「大気測定」) 及び第 147 専門委員会 (ISO/TC147「水質測定」) の 5 年毎に見直される ISO 規格や新規に作成される ISO 規格について、国内の有識者で組織した委員会で内容を検討し、日本の意見を取り纏める。また、その結果について日本工業標準調査会 (JISC) を通じて ISO へ回答するなど関連規格の運営管理を行う。

(2) 排出ガス中の VOC 濃度の測定方法の ISO 規格化

日本で開発された触媒酸化-非分散形赤外線吸収 (NDIR) 方式自動計測器による排ガス中の揮発性有機化合物 (VOC) の全炭素濃度の測定法について ISO 規格化を推進する。また、VOC を成分ごとに分離し測定する方法 (個別 VOC 測定法) についても ISO 規格化を行う。

(3) 排ガス中の PM2.5 質量濃度測定法の規格化

日本で研究開発されたバーチャルインパクター法による排ガス中の PM2.5 (直径が 2.5 μm 以下の微小粒子) の測定法について ISO 規格化を推進し、併せて JIS の作成も行う。

(4) 固定発生源からの PM2.5 濃度測定法の検討調査

鉄鋼、廃棄物処理所等の固定発生源からの排ガス中の PM2.5 をバーチャルインパクター法、アンダーセンサンプラーを用いた方法、カスケードインパクター法の 3 種類で測定を

行い、排ガスの種類の違いによる測定法の適応性について検討を行う。本調査の結果を活用し排出量調査の円滑な推進を図る。

(5) 石炭排ガス中のセレン化合物濃度分析方法の規格化

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）「戦略的石炭ガス化・燃焼技術開発（STEP-CCT）石炭利用プロセスにおける微量成分の環境への影響低減手法の開発」で確立された石炭排出ガス中のほう素化合物分析方法に関して JIS 規格化を行うとともに、セレン化合物分析方法については ISO への新規提案を行う。

(6) 工場排水試験法等に関する JIS 開発

主として JIS K 0102 工場排水試験方法に規定されている分析方法を体系的に分類し、行政ニーズ、技術ニーズ、ISO などの国際規格の動向を注視しながら、継続的に見直しや改正を行っていく(平成 21 年度～23 年度)。

(7) 排ガス中のアンモニア自動測定法に関する ISO 規格化

乾式脱硝装置の維持管理及び大気環境保全のためのアンモニア自動計測法について、国内外で採用されている測定法及び測定データを収集の上、規格案を作成し、ISO への新規提案を行う。

4. 環境サイトアセッサー評価登録事業

本事業は、ISO14015 に則った土壌汚染のアセスメントを行い、地域住民とのリスクコミュニケーションを支援できる人材の育成を目的としている。

平成 23 年度は、環境サイトアセッサー技能認定講習及び環境サイトアセッサー資格の評価登録を引き続き実施するとともに、平成 22 年度の改正土壌汚染対策法の施行や平成 23 年度から適用される資産除去債務会計基準などの土地取引への影響を中心に最近の動向をテーマとした講演会を開催する。

第五 エコプロダクツ展事業

平成 23 年 12 月 15 日～17 日、日本経済新聞社と共催し、第 13 回目となるエコプロダクツ 2011 を東京ビックサイト（東展示棟 1～6 の全ホール(予定)）において開催する。

エコプロダクツ 2011 では、エコプロダクツ並びにエコスタイルに関する多種多様な主体が一堂に会する場であるエコプロダクツ展示会の特性を活かして幅広い対象に対する有益かつ訴求力の高い情報発信を目指す。

エコプロダクツ 2011 の重点検討事項として、国内外の登壇者を集めたシンポジウムプログラムの充実、アジア低炭素社会の実現につながる日本の取り組み紹介など国内だけでなく、海外への訴求力の向上も視野に入れた情報発信を目指す。また、Business to Business、Business to Consumer の両者の満足度の向上につながる展示企画の充実など規模的な面だけでなく質的な向上も目指す。

第六 公害防止管理者等国家試験の実施

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、昭和 62 年 3 月に通商産業大臣（現 経済産業大臣）より、さらに、平成 13 年 3 月に経済産業大臣及び環境大臣より指定試験機関としての指定を受けている。平成 23 年度も、経済産業省と環境省の共管の下に公害防止管理者等国家試験を次のとおり実施する。

試験日 : 平成 23 年 10 月 2 日（日）

試験地 : 北海道、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府（大阪市近郊）、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

試験区分 : 大気関係（第 1 種～第 4 種）、特定粉じん関係、一般粉じん関係、水質関係（第 1 種～第 4 種）、騒音・振動関係、ダイオキシン類関係、公害防止主任管理者

第七 公害防止管理者等資格認定講習の実施

平成 16 年 9 月の「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則」の改正に基づき、平成 17 年度以降、講習登録機関として公害防止管理者等資格認定講習（以下「講習」という。）を実施している。

平成 23 年度は、大気関係第 1 種及び第 3 種、大気関係第 2 種及び第 4 種、水質関係第 1 種及び第 3 種、水質関係第 2 種及び第 4 種、騒音・振動関係、特定粉じん関係及び一般粉じん関係、ダイオキシン類関係の各公害防止管理者並びに公害防止主任管理者の講習を平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月の間に、札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市において合計 33 回実施する。

第八 環境マネジメントシステム審査員の評価登録事業

平成 19 年 1 月から開始した旧スキームから新スキームへの移行、及び景気の後退等の影響により、審査員の登録者はピークの約 11,000 人（平成 19 年 2 月時点）から約 7,600 人（平成 22 年 2 月時点）まで減少した。このような状況下で、マネジメントシステム認証懇談会の要求事項である審査員力量向上策の実施、ISO17021（認証機関に対する要求事項）及び ISO19011（第 1 者・第 2 者監査のための指針）の改定に対応するため、新たな審査員登録制度の検討を行う必要がある。新たな審査員登録制度の運用は CEAR によって大きなターニングポイントを再度迎えることになる。

1. 環境マネジメントシステム審査員評価登録

- (1) 審査員認証事業を次のとおり公正かつ適正に行う。
 - ① マネジメントシステム認証懇談会での審査員力量向上の要望を踏まえ、かつ平成 22 年度末の ISO17021（第 3 者監査員の力量基準）の改定及び平成 24 年度初旬の ISO19011（第 1 者・第 2 者監査員の力量基準）の改定を見据えて、改定内容に見合った審査員の力量向上・評価方法を検討する。
 - ② 環境審査員と品質審査員ほかとの評価登録基準・手順の整合化の検討を進めるため、財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）等と協議を進める。
 - ③ 旧スキームから新スキームへの移行申請期間（猶予期間も含め）の終了を受け、平成 23 年度は新スキーム体制下での評価登録業務となる。新スキームでの審査員の新規申請、維持申請、更新申請、昇格申請及び拡大申請を、確実に処理・評価するように努める。

- ④ 新スキーム新規登録申請の要件としての力量試験に加えて、旧スキームでの研修修了者が新スキーム登録申請に必要な力量試験を実施する。
- ⑤ 新スキームの基準・登録手順について、引き続き広報等による周知徹底を行う。
- ⑥ 新スキームの基準による公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）の認定を継続する。

（２）マネジメントシステム認証制度適正化に対応した審査員能力向上策として、広報誌「CEAR」の発行と、ホームページからの E-ラーニングの提供、また、時宜を得た講演会を JRCA と共同で開催する。

（３）現在の CEAR は嘱託職員が主要業務を担当しているため、数年先を担う人材の育成を計画的に実行する。

２．普及活動、情報収集

（１）登録者の新スキーム手続の理解促進と、力量保持者の登録促進を図るため、次のとおり活動を行う。

- ① 分かりやすい手引書の発行
- ② ホームページの内容の充実及び使いやすい機能の補強

（２）国内外の関連機関との交流を通じ意見交換を行って、情報を収集するとともに、マネジメントシステム認証制度の普及促進に貢献する。

（３）登録者の活躍の範囲を広げるため、類似の各種資格者（エネルギーマネジメントシステム、カーボンフットプリント検証員登録制度）などの力量標準に係る情報収集を行う。

3. 環境審査員研修コース承認事業

研修コースは、各研修機関の独自性を生かしながらも、審査員として必要なレベルを確保する力量訓練の実施、及び適正な運営が行われるよう、承認審査などを通じて継続的改善の促進を図る。また、上記 1.①に対応した審査員力量向上のための研修内容・研修コースの検討を進める。さらに、研修機関との研修コースの場を活用した力量試験実施の協力関係を維持する。

第九 一般事項

1. 公益法人制度改革に伴う新制度への対応を進める。
2. 業務の内部監査等を行う会長直属機関であるコンプライアンス室を中心として、協会の各事業の遂行における法令、内部規程等の一層の遵守、個人情報管理の徹底を図る。
3. 協会内の情報システムの開発から運用・管理全般について、総合的な対応を計画的に図り、協会業務の効率化と情報セキュリティ確保の質の向上を推進する。
4. 環境管理に関する行事、事業に対し後援、協賛等を行う。
5. 環境管理に関する発明、考案、貢献、論文等に対し表彰を行う。